

2024年10月より

院外処方において後発医薬品があるお薬で
先発医薬品の処方を希望される場合は
医療保険の患者負担に加えて
先発医薬品と後発医薬品の
価格差の4分の1相当を
調剤薬局にてお支払いいただきます。